武蔵野市文化振興基本方針(仮称) 中間のまとめ(案)

平成30年〇月 武蔵野市文化振興基本方針策定委員会

目 次

Ι	;	基本方針策定の趣旨	1
	1	基本方針策定の目的	1
	2	基本方針で用いる用語の説明	1
	3	基本方針の位置づけ	2
	4	基本方針の期間	3
Ι		文化施策を取り巻く動向	4
	1	国の動向	4
	2	東京都の動向	4
Ш	i	武蔵野市の成り立ち	5
	1	市制施行前	5
	2	市制施行後	
		市の文化をめぐる現状と課題	
	-	(1) 利便性が高く、緑豊かなまち	
		(2) 3駅圏ごとの特色	
		(3) 施設整備	6
		(4) 市民活動を基軸とした文化	
		(5) 民間事業者による文化	7
		(6) 文化行政の展開	
	2	課題	
		(1) 施設の老朽化と新たな機能の必要性	
		(2) 文化事業団の芸術文化事業についての評価と課題	
7.7		(3) まちの魅力の維持・向上	
V		基本方針の目標と基本的な考え方 	
	1	目標	
	2		
VI		5つの方針	
		方針1 誰もが芸術文化を享受できる機会をつくります	
		方針2 芸術文化を身近に体験、活動、交流できる環境をつくります	
		方針3 武蔵野市の魅力を考える機会を提供します	
		方針5 市民、民間企業、NPO、専門家、行政等の連携の在り方について検討します.	
VI		方針の推進にあたって	
АЩ		(1) 連携のための体制作り	
		(2) 文化事業団の機能の拡充	
		(3) これからの文化施設が担うべき役割に向けた展開	
		(4) 進捗管理について	155

Ι 基本方針策定の趣旨

1 基本方針策定の目的

文化芸術は、感動や共感も含め、人や社会とのつながりを実感させ、個人の生の充実や心の豊かさをもたらすとともに、近年では、コミュニティの形成に寄与するような社会的な価値を生み出すこともあります。また、新たな産業が集積して、経済的な価値を生み出すこともあるなど、様々な分野との関わりにより、課題解決の一助となり、まちの魅力を高めていくものであると考えられています。

「文化芸術基本法」においても、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、 人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであ り、世界の平和に寄与するものとされています。

本市においては、これまで、市民の自発的なコミュニティ活動が行われ、様々な場面で市民の力や 地域コミュニティの力が発揮され、市民文化が発展を遂げてきました。また、市全体では成熟したまち のイメージを誇り、落ち着いた街並み、身近に緑・文化・芸術に親しめる空間、回遊性の高い商業地の 形成等により都市文化が形成され、まちの魅力として評価を得ています。

そういったこれまでの流れを踏まえつつ、芸術文化の振興により、市民文化・都市文化を醸成し、まちとしての魅力を高めていくために、今後の市における文化振興の方向性について示すことを目的として、本方針を策定します。

2 基本方針で用いる用語の説明

- ○文化:『文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。他方で、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点で捉えると、』(1)『豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるもの』、(2)『他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、共に生きる社会の基盤を形成するもの』、(3)『新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの』、(4)『科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの』、(5)『文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであると言える。』(文化芸術の振興に関する基本的な方針(2次)より)
- ○芸術文化:『人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に, 社会全体 を活性化する上で大きな力となるものであり』、『音楽、演劇、舞踊、映画、アニメーション、マンガ等』 (文化庁ホームページより)
- ○市民文化:『音楽や絵画といった文化·芸術のほか、コミュニティ、食、生活様式、まちづくりや景観にいたるまで、市民生活全般にかかわる有形無形の活動の集積の結果として生まれる成果』(武蔵野市第五期長期計画より)
- ○都市文化:(本市では、)『商業地の形成、緑を大切にする意識の継承、文化施設の整備、質の高い芸術文化創造·発信、市内及び隣接する5つの大学の存在、想像的なクリエーターや研究者の居住・集積、それらを支える事業者の展開など、』様々な要素により形成されてきたもの(武蔵野市第五期長期計画・調整計画より)

3 基本方針の位置づけ

本市の最上位計画である第五期長期計画・調整計画に基づき、文化振興の方向性を示すことにより、今まで各個別計画では網羅できていなかった芸術文化の分野に対して、より焦点をあて、今後の方向性を示していきます。

また、今後の各個別計画の推進に、文化的な要素・視点を提供することにより、他分野と連携した文化施策の持続的な実施を進め、市としての一体的な文化振興の方向性を示していきます。

第五期長期計画:調整計画 既存の各個別計画 文化•市民生活 子ども・教育 武蔵野市生涯学習計画 第二期武蔵野市学校教育計画 武蔵野市産業振興計画 第四次子どもプラン武蔵野 第二期武蔵野市観光推進計画 文化的な要素・ 武蔵野市図書館基本計画 市民活動促進基本計画改定計画 視点の提供 武蔵野市スポーツ振興計画一部改定 緑•環境 都市基盤 武蔵野市景観ガイドライン 武蔵野市緑の基本計画2008 健康•福祉 行·財政 武蔵野市高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画 武蔵野市公共施設等総合管理計画 武蔵野市障害者計画: 第五期障害福祉計画 平成30年4月現在 芸術文化の振興

図表 1 市の計画との関連性

4 基本方針の期間

基本方針では、武蔵野市の文化、これからのまちの魅力を長期的な展望として構想しながら、その実現に向けて今後10年程度で取り組むべき中期的な方向性を示していきます。

2020年に開催される「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」(以下「東京2020大会」という。)を視野に入れながらも、東京2020大会以後の文化振興のあり方について示していく必要があります。

そして、東京2020大会終了後の環境の変化を踏まえて、本方針期間の中間に、進捗状況の振り返りと、後半期の方針推進についてのより効果的な手法の検討を行います。

Ⅱ 文化施策を取り巻く動向

1 国の動向

平成 29 年6月、「文化芸術振興基本法」(平成 13 年 12 月7日施行)が改正され、「文化芸術基本法」が制定されました。この改正では、法の基本理念を改め、社会的・経済的弱者に対しての文化芸術の鑑賞環境の整備や、文化芸術に関する教育の重要性、観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野との有機的連携などが掲げられました。平成 29 年 12 月には、文化と産業・観光等他分野が一体となって新たな価値を創出し、創出された価値が、文化芸術の保存・継承や新たな創造等に対して効果的に再投資されることにより、自立的・持続的に発展していくメカニズムを形成することを目的として「文化経済戦略」を策定しました。そして、平成 30 年3月には、文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間の文化芸術政策の方向性を示すものとして、「文化芸術推進基本計画」が策定されました。

また、文化施設の役割についても、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(以下「劇場法」という。)(平成24年6月27日施行)及び、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」(平成25年3月29日告示)において、文化芸術を継承し、創造し、発信する地域の文化拠点であるのみならず、全ての国民が心豊かな生活を実現する場であり、また社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤であり、さらには地域コミュニティの創造と再生、国際文化交流の円滑化等への寄与が期待されることが示されました。

2 東京都の動向

平成27年3月に「東京都の芸術文化振興における基本指針」「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの先導的役割」「国際的に発信する東京の文化政策の世界戦略」としての性格を持つ「東京文化ビジョン」が策定されました。その中で、8つの文化戦略を立て、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れながら、「東京の魅力発信」「あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤を構築」し、「教育、福祉、地域振興等、社会や都市の課題に芸術文化の力を活用」するといった2020年を越えた取組についても明記しています。

Ⅲ 武蔵野市の成り立ち

1 市制施行前

1657 年(明暦3年)に発生した明暦の大火後、現在の水道橋駅付近の吉祥寺門前町や西久保城山町(現在の港区)から人々が移り住むとともに、開墾などにより、吉祥寺村、西窪村、関前村、境村の4村が形成されました。

1889年(明治22年)、この4村と井口新田飛地が合併し、武蔵野村が誕生しました。この年には現在の中央線である甲武鉄道が開通し、同年境停車場が、明治32年には吉祥寺停車場が開設され、村は発展していきました。

そして、1923年(大正 12年)に発生した関東大震災では、比較的被害が少なく、都心と結ばれた中央線があったことから、多くの被災者が移り住み、郊外住宅地という様相を急速に強めていき、1928年(昭和3年)には武蔵野町になりました。

郊外住宅地は広がり、近郊農村から近郊都市へと変わっていく中で、昭和 13 年には、中島飛行機 武蔵野製作所(後の武蔵製作所)が現在の市役所一帯に開設されたことで、町は急速に発展しまし た。

太平洋戦争が始まると中島飛行機武蔵野製作所(後の武蔵製作所)は、軍需工場として空襲の標的となり、周辺の民家も大きな被害を受けました。

2 市制施行後

昭和22年に武蔵野市制が施行され、昭和30年代には都営住宅や公団住宅が建設され、都心から緑を求めて、様々な地域から人々が移り住み、昭和32年には人口が10万人を突破しました。

急激な宅地化による緑の減少に対し、市民は、自ら地域の課題を発見し、より良いまちの姿を想像し、昭和 40 年代には、市民委員会制度を通じて、「武蔵野市民緑の憲章」を定めるなど、市民の高い 意識と文化性を、まちづくりに反映させてきました。

昭和 46 年には、「武蔵野市基本構想・長期計画」が策定され、「市民参加」「市民自治」の武蔵野方式の基礎ができました。住民同士で、生活に必要な設備整備を行政と協力し、時には意見を交わしあいながら主体的に関わり、昭和 50 年代には市内に自前のごみ焼却施設の建設計画を進めるなど、既存の自治会・町内会組織ではないコミュニティセンター(以下「コミセン」という。)を核とした全く新しい住民組織を作り、今に至っています。

こうして市民が互いの知恵を出し、協力してきた歴史の流れの中、武蔵野市は、緑豊かで文化の香り漂う落ち着いた雰囲気とともに、多様な人々で構成されて、躍動感あふれる活動的なまちとして、今に至っています。

Ⅳ 市の文化をめぐる現状と課題

1 現状

(1) 利便性が高く、緑豊かなまち

本市は、首都圏の中で都区部の西に隣接し、面積10.98k㎡人口約14万5千人、約7万6千世帯を抱え、人口密度13,181.2/k㎡と、極めて高密ながら良好な住宅地が広がる都市であり、吉祥寺・三鷹・武蔵境の3駅は、JRのほか私鉄や東京メトロも乗り入れており、JR中央線の上下線は通勤通学にも便利です。地形は相対的に平坦であり、市内全域を容易に行き来でき、都心に行くまでもなく、市内の大型店や魅力的な個人商店、文化・スポーツ施設などで、日々の生活を満喫することができます。

また、都立井の頭恩賜公園と都立小金井公園という大きな公園が東西に位置し、それらを結んで流れている玉川上水や、千川上水があります。市域中央部には、都立武蔵野中央公園や成蹊学園などの緑の拠点もあり、市民、事業者、市などが一体となって、まちなかの緑を守り、育んできた自然を身近に感じられる緑豊かな都市でもあります。

(2) 3駅圏ごとの特色

武蔵境エリアは、鉄道の連続立体交差事業が完了し、武蔵境駅の南北が一体となった周辺整備が行われ、大きく変化したエリアです。市内外の多くの大学にもつながり、若い世代が駅周辺を行き交っています。

三鷹駅北口からつながるエリアは、駅からのバス便も多く住宅街が広がる地域です。駅から武蔵野市民文化会館へつながる「かたらいの道」(市民文化会館通り)は、「芸術鑑賞の余韻にひたりながら、同行者と駅まで語り合う」ことをコンセプトにしています。また、市役所周辺は中央図書館、クリーンセンター、総合体育館や都立武蔵野中央公園など、市民生活に必要な公共施設が集まっています。

吉祥寺駅エリアには、水や緑にあふれた都立井の頭恩賜公園が駅から徒歩数分に位置しています。 ハモニカ横丁をはじめ個性的な小さな店と大型店が共存し、ジャズなど音楽を楽しめる店や新刊・古 書店、画廊などのアートスペースなどの店舗も多数存在しています。公共施設では、吉祥寺図書館や 吉祥寺シアターもあります。

(3) 施設整備

(公財)武蔵野文化事業団(以下「文化事業団」という。)が管理している施設として、吉祥寺シアター、武蔵野公会堂、吉祥寺美術館、市民文化会館、芸能劇場、かたらいの道市民スペース、武蔵野スイングホール、松露庵があります。武蔵野市は、他の自治体と比較しても早い時期から文化施設等の整備を行ってきました。大がかりな舞台機構を持ち、市民の文化活動の拠点でもある市民文化会館は、平成29年4月にリニューアルオープンしました。一方、もっとも早くに整備された公会堂は、すでに建築後50年を超え、バリアフリー面や現代のニーズへの対応からも課題を抱えています。

これまでも、吉祥寺シアターや吉祥寺図書館は、吉祥寺東部地区に「都市文化の発信エリア」というイメージを創出するための拠点としての位置づけを併せ持って設置された経緯もあるように、文化施設はまちづくりにおける重要な要素の一つとしても機能してきました。

市内16のコミュニティ地区ごとに設置されているコミセンは、ピアノのある音楽室、広間や大会議室

があるなど、各館ごとに規模や機能は異なっていますが、団体・個人を問わず無料で利用することができます。

社会教育の振興を図る目的で設置された市民会館も、音楽室や美術工芸室など市民による芸術 文化活動が実践されています。武蔵野プレイスにおいても、生涯学習や市民活動という観点から、文 化にかかわる様々な活動が行われています。

また、むさしのふるさと歴史館は歴史博物館と公文書館が併設されている全国でも貴重な施設であり、市の歴史文化を次世代に伝える活動の拠点として、市民がまちの歴史を知り、愛着を深める役割も担っています。



図表 2 文化施設等分布

(4) 市民活動を基軸とした文化

昭和46年のコミュニティ構想から具体化した、市民で管理運営するコミセンは、コミセンまつりなどの季節行事や市民の趣味活動を披露する催しや活動の拠点として、老若男女問わず集い交流をする場所として機能しています。また、高齢者福祉や地域福祉の分野で取り組まれている、個人の住宅であった場所などを活用したテンミリオンハウスや住民同士のつながりづくりの場は、市民による市民のための憩いの場となっています。市内・近隣の大学の協力で提供されている武蔵野地域自由大学、いきいきセミナー等もあります。こうした場から、社会教育・生涯学習事業などから仲間づくりを進めたサークルなど、多くの市民が自らの文化活動に積極的に参加しています。

昭和 63 年 10 月に発足した武蔵野市民芸術文化協会は、142 団体、3,359 名(平成 30 年3月末 現在)の会員が登録されており、市民芸術文化団体の活性化により、市民自らが主体的に参加できる 芸術文化活動を促進しています。

(5) 民間事業者による文化

武蔵野市には、吉祥寺を中心としてライブハウスが10か所程度あります。キャパシティの大きなところではスタンディングで500名を収容するSEATAから、小規模ながら歴史の長い曼荼羅など、様々なライブハウスが点在しています。

また、ライブハウスの経営者等と商店街がいっしょになり、長年、吉祥寺音楽祭を開催し、ゴールデンウィークにまちの賑わいをつくっています。そのほか、音楽に関するイベントでは、武蔵野スイングホールを会場とした武蔵境ジャズセッションが毎年開催されています。

また、武蔵野市には20か所を超えるほどのギャラリーやアートスペースが立地しています。「文化に関する市民アンケート調査」(平成28年度実施)でも、武蔵野市の文化的な魅力となる場所として、特定の場所の名前が複数挙がりました。

映画に関しては吉祥寺バウスシアターが市外にも知られる映画館でしたが平成26年に閉館しました。 現在は吉祥寺オデヲン、吉祥寺プラザがあり、平成30年にはアップリンクが映画館を開業する予定で す。一方、アニメーションを企画・制作する企業は株式会社タツノコプロやSTUDIO4℃をはじめ10社程 度あり、市内に住む漫画家等も交えたアニメワンダーランドが例年開催されています。

さらに、書店・古本屋も多数立地しています。

(6) 文化行政の展開

市は、『市民に優れた芸術文化を提供し、市民みずから行う芸術文化の創造活動を援助し、市民の文化、福祉の向上を図り、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与すること』を目的に、文化事業団を設立し、市民文化会館をはじめ順次整備された8つの施設を管理しています。文化事業団は、市民の自主的な芸術文化活動を促進する場として施設を貸し出すだけでなく、年間120本以上の自主事業を通じて質の高い芸術文化公演や美術展示等の提供に努めてきました。こうした活動により、武蔵野市では市内にいながら様々なジャンルの海外アーティストの公演を鑑賞し、市民が気軽に音楽を楽しめる機会を提供しており、クラシックファンを中心に、市民だけでなく遠方からの来場者も大勢います。

また、すべてのライフステージにおいて、市民一人ひとりが自発的にスポーツや学習、交流等の生涯学習活動に取り組めるような環境を整備し、生涯を通じた健やかな心身の育成と地域社会の発展を推進することで潤いのある豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に、(公財)武蔵野生涯学習振興事業団(以下「生涯学習事業団」という。)を設立し、総合体育館をはじめとした体育施設や武蔵野プレイス等を管理しています。市民の健康増進やスポーツ活動の振興事業や、生涯学習事業を数多く展開しています。

さらに、スポーツの祭典であるとともに、文化の祭典でもある東京2020大会に向け、多様な文化の 交流である文化プログラムとして、武蔵野アール・ブリュット2018を開催するほか、ルーマニアのホスト タウンとして、様々な文化・スポーツ交流にも取り組んでいます。

2 課題

(1) 施設の老朽化と新たな機能の必要性

本市の文化施設は、昭和39年に開館した公会堂をはじめ、開館から長い年月が経過しており、多くの施設が老朽化の問題を抱えているとともに、施設に求められる利用者や社会のニーズも変化しており、各施設が設立当初から備えている機能だけでは社会の変化に必ずしも対応できていません。

しかし、文化施設がまちづくりの中で担う役割は大きいことから、老朽化や利用者ニーズへの対応は、 施設単独で検討することは困難であり、まちづくりと一体で考えていく必要があります。 今後のまちづくりのためにも、現在及び将来の公立文化施設にどのような機能が求められるのかを 整理しておく必要があります。

(2) 文化事業団の芸術文化事業についての評価と課題

文化事業団は、市民文化会館を中心に年間 120 本以上の自主企画事業を行い、独自招聘を行うなどし、比較的安価に鑑賞できることから、市内外から高く評価されてきました。割引や情報提供を行う友の会方式により、会員数は 7000 名を超え、都外からも多くの来場者があり、リピーターの多さは、これまでの事業に対する高い評価でもあります。

「文化に関する市民アンケート」では、「文化的なまちであるために市の文化施設が行うとよい事業」として、「子どもが鑑賞や文化的な体験ができる事業」が最も多く選択されています。また、「武蔵野市が文化的なまちであるために必要なこと」や「武蔵野市にあったらよいと思う施設」という問いに対して、3割以上の方が「子どもが文化に触れ」られることや施設という選択肢を選んでいます。一方、60歳以上の方では、障害者や高齢者も参加しやすい事業を選択する方も多くなっています。

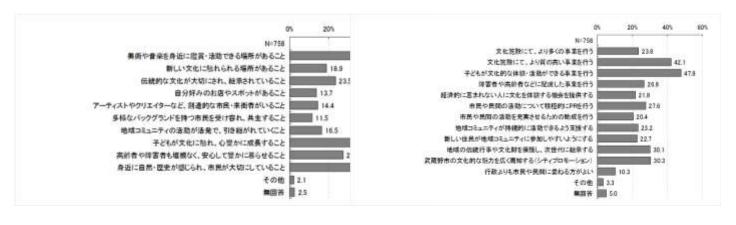
近年は、劇場法などの制定もあり、施設の役割、施設を管理する文化事業団に求められる役割は、 大きく変わってきています。文化事業団でも、小学校に演奏家を派遣して演奏会やワークショップを行 うなど、アウトリーチ事業にも取り組みが始まっています。

こうした取り組みをさらに進める等、鑑賞を中心とした事業展開に加え、市民誰もがまちなかなどで 気軽に芸術文化に触れられる様々な事業を検討していく必要があります。

図表 3 文化アンケート結果(問 15・問 21)

問15 あなたは、武蔵野市が文化的なまちであるためには、どのようなまちであることが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

問21 あなたが、武蔵野市が文化的なまちであるために行政が行うとよいと思うことは何ですか。(○はいくつでも)



(3) まちの魅力の維持・向上

本市は、交通の至便性、自然環境、食を含めた商業地としての魅力、文化的多様性などの理由から、多くの人々を惹きつけ、アニメ、漫画、出版などのコンテンツ産業や、デザイン、古本屋、アーティスト、研究などを事業とする産業・事業者なども集積しています。住みたいまちとしても、訪れたいまちとしても高い評価を得ています。

現在の魅力あるまちとしてのイメージを将来的にも維持し、さらに魅力を向上していくための取り組みとして、文化の活用は重要です。これまで人々を惹きつけてきたのは、市民や民間事業者などによりかたちづくられてきた、文化的とも呼ばれる武蔵野市の魅力であり、その魅力を高めていくための芸術文化の活用の方向性を検討していかなければなりません。

V 基本方針の目標と基本的な考え方

1 目標

基本方針を推進し、文化を振興することによって目指すまちのあり方を次のように考えます。

いつでも どこでも 文化にふれられ 市民が 心豊かに 輝ける(くらせる)まち

2 基本的な考え方

~芸術文化に等しくふれられる機会と環境~

○芸術文化は、スポーツや知的学習活動等と同様に、個人で楽しんだり、新たな取り組みへの意欲を 高めたり、生活に取り入れることで心を豊かにしてくれる選択肢の一つです。文化はその活動を通じ て、感動や共感も含め、人や社会とのつながりを実感することができます。本方針では、芸術文化を、 他の様々な活動と同様に、分け隔てなく広く市民に開いていくことを考えます。

~文化の波及効果~

○武蔵野市第五期長期計画・調整計画において、『文化は一人ひとりの心の豊かさや創造性をはぐく むと同時に、地域のつながりを強めるときに力を発揮する。また、文化は都市の魅力を高め、これか らの産業の振興を図るうえで重要な要素であり、市民活動、生涯学習、福祉、教育、産業、まちづく り等様々な分野と関連する。』とされています。本方針では、文化を活用することの効用を、他の分 野に広く波及させていくことを考えます。

~文化施設に求められる要素や機能~

○武蔵野市公共施設等総合管理計画では、類型別方針の中で、『劇場・ホール・文化・集会施設』については、『施設用途上求められる立地による利便性や利用状況等も勘案の上で、劇場・ホール・文化・集会機能の三層構造上のあり方や役割分担を検討する。』と示されています。本方針では、文化振興の観点から、これからの公立文化施設に求められる要素や機能について考えます。

Ⅵ 5つの方針

文化振興によって目指すまちのあり方を実現するため、取り組むべき文化振興の方向性について、 5つの方針にまとめ、推進していきます。

方針1 誰もが芸術文化を享受できる機会をつくります

方針2 芸術文化を身近に体験、活動、交流できる環境をつくります

方針3 武蔵野市の魅力を考える機会を提供します

方針4 地域の文化資源を活用し、それを活かすまちにします

方針5 市民、民間企業、NPO、専門家、行政等の連携の在り方につい て検討します

方針1 誰もが芸術文化を享受できる機会をつくります

- ○文化芸術基本法では、基本理念において「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術 を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることを鑑み、国民がその年齢、障害の有 無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又は これを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」と記されています。本方 針においても、同様の考えの下、様々なハードルがあり、─人ではアクセスが困難な子どもや高齢者、 障害者に加え、経済的な状況にかかわらず、芸術文化を享受できる機会を増やします。
- ○「文化に関する市民アンケート」において、武蔵野市にとって必要なこととして、複数の項目で子ども が文化的な体験・活動ができる事業の実施などが選択されていることから、特に子どもたちには、ア ウトリーチ事業などを通じて、芸術文化を享受できる機会を提供します。

【事業の例】

・子どもや高齢者等に向けた事業展開・学校や福祉施設等へのアウトリーチ事業

方針2 芸術文化を身近に体験、活動、交流できる環境をつくります

- ○武蔵野市においては、文化事業団の公演を中心に、様々な鑑賞の機会が提供されてきました。一方、文化を取り巻く社会の変化や要請により、文化事業団が従来行ってきた鑑賞中心の事業だけでなく、市民自らが体験・創造する機会の提供への進化も求められています。
- ○加えて、既存施設の位置づけの再確認や使われ方の見直しにより、市民が自発的に、かつ自由に体験・活動できる環境をつくります。
- ○100年ライフと言われている現代社会を生きていく子どもたちにとって、スキルや知識、健康・友人関係等と同様に、大きな変化に対応していける能力を養っていくことが必要です。日々の生活の中から芸術文化を体験し、質の高い芸術文化作品に直接ふれることだけでなく、子どもたちが自由な創造性を自ら育てていけるような、様々な環境が大切です。
- ○特に文化施設については、劇場法において『地域コミュニティの創造と再生』への寄与が期待されるなど、求められる役割が変化するとともに、その期待も大きくなっています。本市においても、文化施設にそのような役割が今後期待されることから、市民の交流を図り、新たなコミュニティ・つながりの形成・活性化に寄与できる施設としてのあり方や事業の実施を検討します。

【事業の例】

・既存施設の位置づけの再確認や使われ方の見直し ・市民の体験・活動の環境づくり

方針3 武蔵野市の魅力を考える機会を提供します

- ○第五期長期計画において、市民文化とは『音楽や絵画といった文化・芸術のほか、コミュニティ、食、 生活様式、まちづくりや景観に至るまで、市民生活全般に関わる有形無形の活動の集積の結果とし て生まれる成果である。』と記載しています。
- ○武蔵野市は、住宅と商業施設、建物と緑、伝統と若者文化など、質の異なるものが溶け合い、調和 するところが大きな魅力となっており、多くの人々を惹きつけてきたと言えます。
- ○市はこれまで、市が直接実施するよりも効率的・効果的かつ柔軟にその時代に合った公共サービスを提供できるように、財政援助出資団体を積極的に設立し、安定した公共サービスを提供してきました。その一つである文化事業団も、長年本市において、質の高い公演を提供してきており、武蔵野市の魅力の一つとも言えます。
- ○このように、武蔵野市には、その成り立ちや市民の力、地域コミュニティの力によってつくり挙げられて きた市民文化の魅力など、様々な魅力があります。市が持っている魅力について、市民や行政が語 り合い、考える、継続的な機会の持ち方を検討し、提供していきます。

【事業の例】

・市の魅力を考える継続的な機会の提案

方針4 地域の文化資源を活用し、それを活かすまちにします

- ○多くの人々をひきつけてきた武蔵野市のまちの大きな魅力は、多様なものを受け入れる市民の寛容な感性がつくりあげてきたとも言えます。これまで市は、まちのブランドイメージに安んじてきた感が否めません。今後は、そういったまちの魅力を地域の文化資源としてとらえ、まちにある芸術文化の記録を行い、様々なチャンネルやネットワークを使い魅力を発信し、まちの活性化につなげていきます。
- ○市内では数多くの方が文化芸術の分野で活動されており、それらの方の活動と連携を進める中で、 市内の芸術文化活動の記録を残していく方法を検討していきます。

【事業の例】		

方針5 市民、民間企業、NPO、専門家、行政等の連携の在り方について検討します

- ○これまでも、多様な主体が、様々な事業を展開してきており、それぞれが武蔵野市の魅力の要素を 担ってきました。これからも市の魅力を維持し高めていくためには、今後も、その様々な主体が、連 携し、ネットワーク化を図ることが必要です。それには、様々な主体をつなぐ機能となる文化的ハブの 見える化を検討してきます。
- ○文化と産業などの他分野がコラボすることで、まちのブランド力の向上や、既存のまちの魅力に新たな価値が付与される可能性があります。これを念頭に、一過性でなく、横断的・自律的・持続的な連携の体制を考えていきます。
- ○連携には、情報共有や組織化など、目的に応じた手法があります。今後どのように連携していくこと がまちの魅力を高めていくことにつながるか、連携の方法について検討していきます。
- ○文化事業団についても、市民や民間事業者と連携した事業の実施形態なども検討していきます。

【事業の例】			

Ⅶ 方針の推進にあたって

(1) 連携のための体制作り

文化の振興による教育、福祉、まちづくり、観光、産業等様々な分野への波及効果の活用が挙げられており、庁内全体で一体的に取り組んでいく必要があります。

そのため、芸術文化に関わりの深い市民活動推進課、生涯学習スポーツ課、文化事業団が中心となり、方針の中間期の評価に向けて、庁内外での基本方針の共有・浸透や庁内で実施している文化的な要素を持った事業の情報収集・蓄積などを行うワーキングチームを設置し、様々な分野と連携していくための体制を構築していきます。

武蔵野市の文化は、行政だけでなく、多様な関係者によって、作り上げられてきたものであり、今後も文化振興を推進していくためには、多様な関係者とさらに連携していくことが必要です。地域で活動している様々な人や団体の情報を集めることからも、つながりを深めていきます。

(2) 文化事業団の機能の拡充

文化事業団は「市民に優れた芸術文化を提供し、市民みずから行う芸術文化の創造活動を援助し、市民の文化、福祉の向上を図り、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与すること」を目的として設立され、本市における芸術文化の提供という点において、重要な役割を担ってきました。

そして、今後本方針を推進していくにあたり、拠点となる文化施設を管理し、芸術文化事業の多くを 実施してきた文化事業団が果たすべき役割は大きくなります。

従来の公演事業の実施に加えて、市民に対する事業の実施や文化施設としての新たな役割を担う事業の検討・実施など、団体としての機能を拡充していく必要があります。既に、第五期長期計画・調整計画に示されている、生涯学習事業団との統合を含め、期待される役割を担っていける体制づくりを行っていきます。それにより、団体同士の相互作用が生まれ、新たな魅力や新たな事業の発想が生まれることが期待されます。

(3) これからの文化施設が担うべき役割に向けた展開

本市では、市民文化会館を中心に、優れた芸術文化を鑑賞する施設や機会を充実させてきました。 さらに市民の自主的な活動のために、これらの施設を活動の場として貸し出すことによって支援を行ってきました。

今後、老朽化等により、駅前に配置されている文化施設などの再整備を考える際には、それぞれの 方針で示されている必要な文化的要素に考慮するとともに、そのエリアの中で文化施設が発揮すべき 多様な機能・役割も含めて考えていく必要があります。

また、本方針で示された公立文化施設に必要な要素については、類型別施設整備計画において、各施設に組み込んでいきます。本方針を受けて、施設ごとの設置経緯、現状、課題の分析、そこで行われている事業のレビューなどを行った上で、市全域や駅勢圏といった三層構造の考え方に基づいた施設の目指すべき将来像を定めます。

(4)推進の進捗管理について

ワーキングチームを発足し、評価方法の検討を行うとともに、評価や本方針の推進に必要な様々な情報の蓄積を行います。方針の中間年に向けて評価委員会を設置し、進捗状況について評価を実施

します。その評価を基に、後半期の方針推進についてより効果的な手法について検討し、次期方針の 策定につなげていきます。

合わせて、基本方針を推進していくうえでは、文化振興のあり方について、常に考え続けていくことが必要です。そのため、本市の文化振興のあり方について、市民の皆さんと一緒に考える機会を作り続けていきます。

図表 4 進捗管理のイメージ